

女性活躍推進法に基づく行動計画

株式会社甲府キンダイサービス

1. 計画期間

2021年4月1日～2026年3月31日

2. 目標と取組内容

(1) 採用する労働者に占める、正社員女性労働者の割合を50%以上にする。

●採用選考基準を見直し、将来的に管理職となり得る人材の確保と育成。

●非正規者社員の正社員への職種転換を推進。

(2) 年次有給休暇取得率を、全従業員平均50%以上にする。

●管理職の積極的な取得と、半日単位での取得促進。

●年次有給取得に対する代替要員の確保や、有給取得しても職場が運営されるオペ

レーションの確立。

女性活躍推進法に基づく情報公開

2023年7月31日

株式会社甲府キンダイサービス

1. 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

◆労働者に占める女性労働者の割合

正規労働者	28.6%
非正規労働者	76.9%
全労働者	61.7%

◆【新設】男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）

正規労働者	73.2%
非正規労働者	95.8%
全労働者	78.9%

【付記事項】

- ▶対象期間 第47期事業年度（2022年8月1日～2023年7月31日）
- ▶非正規労働者：パート、アルバイトが該当
- ▶賃金：通勤手当を除く
- ▶女性の賃金の割合：小数点第2位以下を四捨五入、小数点第1位までを表示

2. 職業生活と家庭生活との両立

◆男女の平均継続勤務年数の差異

	男性	女性
正規労働者	12.0 年	9.9 年
非正規労働者	3.0 年	5.6 年
全労働者	8.3 年	6.2 年